

入札監理小委員会の審議結果報告 登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）

法務省の登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1 事業の概要

（1）事業の概要

○事業概要

登記所（法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所）が行っている登記事務のうち、登記簿等の公開に関する事務、すなわち、登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧等に係る事務（乙号事務）を包括的に委託している。

○実施施設

50局 415庁

○事業期間

令和2年10月1日から令和6年9月30日まで（7期目の事業）

（2）選定の経緯

法務省が所管する乙号事務については、公共サービス改革基本方針（平成24年7月20日閣議決定）において、公共サービス改革法の特例措置（特定公共サービス）により実施することとなった。

2 事業の評価を踏まえた対応について

【論点】

確保されるべき公共サービスの質において、証明書等の交付等に要した時間に関するアンケート調査（10分未満、20分未満又は30分未満との評価を受けること）及び上記の交付等に要した実質的な処理時間の調査（30分未満で処理すること）の2つの調査を行っているところ、同様の内容の調査であるため、有益な調査を行うこと。

【対応】

上記の項目に関するアンケート調査を行わないこととした。

併せて、年1回行っていた利用者の満足度調査に関するアンケート調査については、年1回から年2回に変更し、より正確に公共サービスの質を把握できるようにした（P2 2(4)ア）。

3 その他の修正事項について

- ・ 法務局ごとに、実務経験者及び実務経験者同等者の最低必要人数を規定し

ているところ、実務経験者の要件として、新たに実務経験者同等者として5年以上の勤務経験を有する者を加え、対象範囲を広げることとする（P 6 6(1)ア(イ) a④）

- ・ 乙号事件数の直近3か年の平均が6万件に満たない登記所については、実務経験者等の要件を緩和しているところ、乙号事務が安定的に運用されている現状を踏まえ、「6万件に満たない登記所」から「10万件に満たない登記所」に変更することとする（P 6 6(1)ア(イ)）。
- ・ 提案書の評価については、必須項目を300点、加点項目を150点で評価していたところ、加点項目の配点を変更し、300点で評価することとする（P 8 6(1)イ）。

4 実施要項（案）の審議結果について

- ・ 新たに実務経験者の要件を追加したところ、その表現が誤解を招くものとなっているとの指摘があり、実務経験者同等者としての5年以上の勤務経験は、実務経験者同等者として本委託業務に従事した5年以上の勤務経験のことを示していることが明確になるよう修正を行った（P 6 6(1)ア(イ) a④）。
- ・ その他、確保すべき公共サービスの質の達成状況、加点項目などについて質問がなされ、法務省から、確保すべき公共サービスの質が達成されなかった場合には、改善指導、減額措置などを段階的に行っていくことで適正な事業執行を図っていくことや、公共サービスの質に係る加点項目の配分を増やし、民間事業者の創意工夫をより反映させ、質の一層の向上を図るとともに、第三者委員（法務省）が適切に加点項目の評価を行える体制を作っているなどの回答があった。

5 パブリックコメントの対応について

令和元年6月5日(水)から同月14日(金)までパブリックコメントを実施した結果、8者から67件の意見があった。

委託業務を実施する者を決定するための評価に係る加点項目について、ワークライフバランス等の推進に関する項目を加点項目として設定するべきであるとの意見を踏まえ、意見のとおり、加点項目に追加した（P 9 実施要項6(1)イ(イ)）。

また、修辭的な修正等に関する意見を踏まえ、形式的な修正等を行っている。